

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	橋梁長寿命化修繕事業(重要橋梁：15m以上)		事業の概要	市が管理する橋長15m以上かつ重要橋梁48橋について、事後的な対応から予防保全型の維持修繕へと転換を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき下記の定期点検及び修繕を行う。 ・対象橋梁：48橋 ・実施事業：①定期点検（5年/毎） ②修繕設計 ③修繕工事	目標指標名	対象橋梁の修繕箇所数	
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり				数値目標	100%	
基本施策	2 都市基盤の充実				数値目標以外		
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備				目標値算出の考え方	修繕済橋梁数/対象橋梁数（48橋）	
担当課	都市建設部	建設課	性質別	義務的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 27 年 ~ 令和 57 年				

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画															
					令和5年度			令和6年度			令和7年度									
	橋梁長寿命化計画に基づき下記の事業を実施した。 ・橋梁点検：35橋（計44橋） ・修繕設計：6橋（計23橋）		橋梁長寿命化計画に基づき、下記の事業を実施する計画。 ・橋梁点検：4橋（2サイクル完了）		橋梁長寿命化計画に基づき、下記の事業を実施する計画。 ・修繕設計：5橋（計28橋） ・修繕工事：2橋（計19橋）			橋梁長寿命化計画に基づき、下記の事業を実施する計画。 ・修繕設計：3橋（計31橋） ・修繕工事：3橋（計22橋）			橋梁長寿命化計画に基づき、下記の事業を実施する計画。 ・橋梁点検：9橋（3サイクル開始） ・修繕工事：5橋（27橋）									
指標の年度ごと目標値等					A+															
事業の優先度																				
事業費	決算額	国補	33,016千円		予算額	国補	3,025千円		予算額	国補	52,140千円		予算額	国補	41,030千円		予算額	国補	41,030千円	
	60,030千円	県補			5,500千円	県補			94,800千円	県補			74,600千円	県補			74,600千円	県補		
		市債	24,300千円			市債	2,200千円			市債	38,390千円			市債	30,210千円			市債	30,210千円	
		他収入				他収入				他収入				他収入				他収入		
	一財	2,714千円			一財	275千円			一財	4,270千円			一財	3,360千円			一財	3,360千円		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	36.10%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	これまでの取組を継続していく必要があるが、資材や人件費の高騰により事業費の増加が見込まれるため、設計の段階から可能な限り事業費の抑制に努めていく必要がある。			事業の方向性	財源について		備考	
	橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁点検35橋、修繕設計6橋を実施した。点検、修繕設計、修繕工事ともに概ね計画どおり推移している。					新規採択	拡大			
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： 橋梁長寿命化修繕事業(重要橋梁：15m以上)

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	橋梁長寿命化修繕事業（15m未満） （旧橋梁定期点検事業）		事業の概要	道路構造物の老朽化が進む中、道路法の一部改正により道路管理者は国が定める統一的な基準により点検を実施し、点検内容を踏まえた修繕計画の策定及び修繕工事を行うことで、予防保全の観点から維持管理を実施し、重大な劣化・損傷の発生に対して安全性が確保できるように計画的な補修を実施する。			目標指標名	修繕済橋梁数
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり			①橋梁の点検（287橋） ②橋梁修繕計画の策定 ③橋梁修繕	数値目標	100%		
基本施策	2 都市基盤の充実				数値目標以外			
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備				目標値算出の考え方	（修繕済橋梁数/対象橋梁数）×100		
担当課	都市建設部	建設課	性質別	義務的事業	根拠法令等	道路法32条の2		
区分	継続	事業期間	平成 29 年 ～ 令和 52 年					

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度		令和6年度		令和7年度				
点検結果に基づき、5年以内に修繕が必要な橋梁の修繕設計を実施した。 ・修繕設計：16橋				道路法に基づき、前回点検から5年が経過する橋梁の点検を実施し、点検結果に基づき5年以内に修繕が必要な橋梁の修繕設計及び修繕工事を実施する。 ・橋梁点検：191橋（2サイクル開始） ・修繕設計：4橋（計20橋） ・修繕工事：10橋			道路法に基づき、前回点検から5年が経過する橋梁の点検を実施し、点検結果に基づき5年以内に修繕が必要な橋梁の修繕設計及び修繕工事を実施する。 ・橋梁点検：96橋（計287橋、2サイクル開始） ・修繕設計：4橋（計20橋） ・修繕工事：6橋（計16橋）		点検結果に基づき5年以内に修繕が必要な橋梁の修繕設計を実施する。 ・修繕設計：点検結果に基づき実施 ・修繕工事：4橋（計20橋）		点検結果に基づき5年以内に修繕が必要な橋梁の修繕設計を実施する。 ・修繕設計：点検結果に基づき実施 ・修繕工事：点検結果に基づき実施				
指標の年度ごと目標値等							A+								
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	40,645千円	予算額	国補	117,821千円	予算額	国補	17,985千円	予算額	国補	46,200千円	予算額	国補	46,200千円
	73,900千円	県補		214,220千円	県補		32,700千円	県補		84,000千円	県補		84,000千円	県補	
		市債	29,900千円		市債	86,660千円		市債	13,200千円		市債	34,000千円		市債	34,000千円
		他収入			他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	3,355千円		一財	9,739千円		一財	1,515千円		一財	3,800千円		一財	3,800千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	0%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	令和4年度の点検結果を踏まえて、令和6年度以降の計画を決定する。			事業の方向性	財源について		備考	
	点検結果に基づき5年以内に修繕が必要な橋梁の修繕設計を実施した。 ・修繕設計：16橋					新規採択	拡大			
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： 橋梁長寿命化修繕事業（15m未満）旧橋梁定期点検事業

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

--

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	トンネル長寿命化修繕事業 (旧道路ストック総点検事業)		事業の概要	道路構造物の老朽化が進む中、道路法の一部改正により道路管理者は国が定める統一的な基準により点検を実施し、予防保全の観点から維持管理を実施することで安全で快適な道路空間の確保に努めるもの。			目標指標名	対象トンネルの修繕数
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり			対象箇所：4箇所 対象事業：①施設点検 ②修繕計画の策定 ③修繕工事	数値目標	100%		
基本施策	2 都市基盤の充実				数値目標以外			
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備				目標値算出の考え方	修繕済トンネル/対象トンネル		
担当課	都市建設部	建設課	性質別	義務的事業	根拠法令等	道路法第35条の2		
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～ 令和 30 年					

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	国が定める統一的な基準に基づき点検を実施し、施設の長寿命化を視野に緊急度、優先度を踏まえた修繕計画を策定し、修繕を行った。  ・修繕設計：3箇所			長寿命化計画に基づき補修工事を実施する。  ・修繕工事：2箇所			長寿命化計画に基づき点検を実施する。  ・定期点検：4箇所 ・修繕工事：1箇所		R5年度の点検結果に基づいた対応を検討する。		R5年度の点検結果に基づいた対応を検討する。	
指標の年度ごと目標値等							A+					
事業の優先度												
事業費	決算額	国補	4,114千円	予算額	国補	33,000千円	予算額	国補	11,110千円	予算額	国補	
	7,480千円	県補		60,000千円	県補		20,200千円	県補		0千円	県補	
		市債	3,000千円		市債	24,300千円		市債	8,100千円		市債	
		他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	366千円		一財	2,700千円		一財	990千円		一財		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A+		資材や人件費の高騰によるコスト増が見込まれるため、設計の段階でなるべくコスト削減を図る工法等を検討し、事業費の抑制につなげる。			事業の方向性	財源について		備考	
	R4年度に実施する修繕箇所の設計を実施した。  ・修繕設計：3箇所					新規採択	拡大			
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： トシ長寿命化修繕事業(旧道路ストック総点検事業)

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	舗装修繕事業（旧道路ストック総点検事業）		事業の概要	道路構造物の老朽化が進む中、予防保全型の維持管理を実施し、安全で快適な道路空間を創造するために、国が定める統一的な基準に基づき点検を実施し、施設の長寿命化を視野に緊急度、優先度を踏まえた修繕計画を策定し修繕を実施する。			目標指標名	事業進捗率
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり						数値目標	100%
基本施策	2 都市基盤の充実						数値目標以外	
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備						目標値算出の考え方	(累計事業費/総事業費) × 100
担当課	都市建設部	建設課	性質別	義務的事業	根拠法令等	道路法第35条の2		
区分	継続	事業期間	平成 26 年	～	令和 9 年			

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業内容及び現状/事業計画	修繕計画に基づき、道路の舗装工事を実施した。 ・市道0106号線（湯の網八反線） ・市道3440号線（北部幹線） ・市道1742号線（金付矢萩線）			修繕計画に基づき、道路の舗装工事を実施する。また、前回点検から5年が経過するため路面の点検を実施する。 ・市道0106号線（湯の網八反線） ・市道3440号線（北部幹線） ・市道1742号線（金付矢萩線）			修繕計画に基づき、道路の舗装工事を実施する。 ・市道0106号線（湯の網八反線） ・市道3440号線（北部幹線） ・その他1路線（R4点検結果により決定）		修繕計画に基づき、道路の舗装工事を実施する。 ・市道3440号線（北部幹線） ・その他2路線（R4点検結果により決定）		修繕計画に基づき、道路の舗装工事を実施する。 ・市道3440号線（北部幹線） ・その他2路線（R4点検結果により決定）	
指標の年度ごと目標値等							A+					
事業の優先度							A+					
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	84,000千円	県補		84,000千円	県補		84,000千円	県補		84,000千円	県補	
		市債	75,600千円		市債	75,600千円		市債	75,600千円		市債	75,600千円
		他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	8,400千円		一財	8,400千円		一財	8,400千円		一財	8,400千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	0%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	令和4年度に実施する路面の点検結果に基づいて、修繕箇所を決定を行うが、工法の検討にあたっては経済的かつ効果的な設計を実施することでコストの縮減及び早期の完成を目指す。			事業の方向性	財源について		備考	
	修繕計画に基づき、道路の舗装工事を実施した。 ・市道0106号線（湯の網八反線） ・市道3440号線（北部幹線） ・市道1742号線（金付矢萩線）					新規採択	拡大			
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： 舗装修繕事業（旧道路ストック総点検事業）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----



実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市道2292号線（中妻豊田線）歩道整備事業			事業の概要	当路線は磯原中学校の通学路となる予定であるが、歩道が未整備状態であり、歩行者及び自転車が危険な状態である。そのため、現在は当路線を迂回し県道を通るかたちで通学している状況であり、地元から早期の歩道整備が望まれている。そのため交通安全プログラムに位置づけ、早急に歩道整備を実施するもの。	目標指標名	事業進捗率
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり					数値目標	100%
基本施策	2 都市基盤の充実					数値目標以外	
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備					目標値算出の考え方	(累計事業費/総事業費) × 100
担当課	都市建設部	建設課		性質別	任意的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	令和 1 年 ～ 令和 7 年				

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	歩道整備に必要な用地取得に先行業務である用地測量を実施した。 ・歩道整備工事 L=800（豊田線）			歩道整備に必要な用地測量及び歩道整備工事に着手する。 ・用地測量 L=800m ・歩道整備工事 L=200m			歩道整備工事に着手する。 ・歩道整備工事 L=200m			歩道整備工事を実施する。 ・歩道整備工事 L=200m			歩道整備工事を実施する。 ・L=400m		
指標の年度ごと目標値等	15%														
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補	24,106千円	予算額	国補	16,500千円	予算額	国補	16,500千円	予算額	国補	38,639千円
	9,790千円	県補		43,830千円	県補		30,000千円	県補		30,000千円	県補		70,254千円	県補	
		市債	8,800千円		市債	17,750千円		市債	12,100千円		市債	12,100千円		市債	28,400千円
		他収入			他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	990千円		一財	1,974千円		一財	1,400千円		一財	1,400千円		一財	3,215千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	12.50%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	資材や人件費の高騰によるコスト増が見込まれるため、設計の段階でなるべくコスト削減を図る工法等を検討し、事業費の抑制につなげる。			事業の方向性	財源について		備考	
	R3年度までは概ね計画どおりに実施しているが、R4年度から交付金事業として採択され本格的に用地取得が始まるため、先行した事業の進捗を図る必要がある。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	急傾斜地崩壊対策事業（県事業負担金）		事業の概要	急傾斜の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、民生の安定と国土の保全に資することを目的とする。 茨城県が施工する急傾斜地崩壊防止工事の工事費を一部負担するものである。	目標指標名	市民の生命と身体が保護が確保する	
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	100	
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外	茨城県が施工する急傾斜地崩壊防止工事費を一部負担する。	
個別施策	4 地域防災の推進				目標値算出の考え方	本工事の施工により、急傾斜地からの突発的な崩落を未然に防止し、安定した生活が営まれることに貢献する。	
担当課	都市建設部	建設課	性質別	任意的事業	根拠法令等	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	
区分	継続	事業期間	平成	15年	～	令和	年

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状 /事業計画	茨城県が施工する急傾斜地崩壊対策工事の一部負担金			茨城県が施工する急傾斜地崩壊対策工事の一部負担金			茨城県が施工する急傾斜地崩壊対策工事の一部負担金			茨城県が施工する急傾斜地崩壊対策工事の一部負担金			茨城県が施工する急傾斜地崩壊対策工事の一部負担金		
指標の年度ごと目標値等							A								
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	1,150千円	県補		1,500千円	県補		7,500千円	県補		5,000千円	県補		5,000千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	1,150千円		一財	1,500千円		一財	7,500千円		一財	5,000千円		一財	5,000千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	下小津田地区の急傾斜地崩壊対策工事		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	急傾斜地を整備し、災害を未然に防止することを目的として、住民の安全に寄与する。			事業の方向性			備考	
	急傾斜地崩壊の災害から市民の生命を保護するため、必要性が非常に高い。 急傾斜地崩壊防止施設の設置により住民の生命の安全が確保される。 危険箇所の災害防止の観点から、緊急に実施すべきである。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
						統合				
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調査（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市営住宅長寿命化推進事業			事業の概要	厳しい財政状況下において、更新期を迎える老朽化した市営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、市営住宅の需要に的確に対応し、また市営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減をめざす。(対象団地：市営神岡団地9棟、市営中妻団地8棟、市営白場住宅1棟 計18棟) 標準的な修繕周期、改善周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで居住性、安全性の維持が図られ長期的に活用することができる。また適切な改善を行うことで、長期的に活用することができる以下のような改善を行う。 ・長寿命化型改善	目標指標名	修繕及び改善棟数		
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり					数値目標	18棟		
基本施策	2 都市基盤の充実					数値目標以外			
個別施策	4 住宅政策の推進					目標値算出の考え方	公営住宅等長寿命化計画に基づき、事業を継続し、市営住宅等の長寿命化を図る。計画的な改善及び修繕を行うことによる修繕費の縮減が図られる。		
担当課	都市建設部 建設課			性別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～ 令和 11 年						

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5年度			令和5～7年度 事業計画			令和6年度			令和7年度		
		現状は、1棟/年の長寿命化を実施している。本年度については、神岡団地8号棟について、長寿命化型改善型の改修工事を予定どおり行った。  神岡団地8号棟1棟			神岡団地9号棟について、長寿命化型改善工事を予定どおり行う予定。神岡団地については、全棟9棟改修済となる。  神岡団地9号棟1棟、ポンプ室1棟			神岡団地の改修をすべて終え、白場住宅1棟の長寿命化型改善工事を行う予定。  白場住宅1棟、ポンプ室1棟、集会所1棟予定			神岡団地・白場住宅の改修をすべて終え、中妻団地1棟の長寿命化型改善工事を行う予定。  中妻団地8号棟1棟、ポンプ室1棟、集会所1棟予定			前年に引き続き中妻団地1棟の長寿命化型改善工事を行う予定。  中妻団地9号棟1棟、ポンプ室1棟予定				
指標の年度ごと目標値等	1棟			1棟			1棟			1棟			1棟					
事業の優先度							A											
事業費	決算額	国補	21,993千円	予算額	国補	23,166千円	予算額	国補	38,250千円	予算額	国補	38,250千円	予算額	国補	38,250千円			
	50,456千円	県補		52,140千円	県補		96,558千円	県補		99,500千円	県補		90,000千円	県補				
		市債	28,400千円		市債	28,900千円		市債	58,300千円		市債	61,200千円		市債	51,700千円			
		他収入			他収入			他収入			他収入							
	一財	63千円		一財	74千円		一財	8千円		一財	50千円		一財	50千円				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	1棟		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		神岡団地の改修をすべて終え、白場住宅1棟の長寿命化型改善工事を行う予定。対象の団地は変わるが工事内容は、これまでどおり屋上防水及び外壁の改修を中心に改善を図る。また、付随する集会所・駐輪場・受水槽機械室についても、老朽化が進んでいるため本体同様の改善を行う。			事業の方向性		財源について		備考
	A					新規採択	拡大	計画通り 削減		
	毎年1棟の長寿命化改修工事を行い、市営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減を達成している。 標準的な修繕周期、改善周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで居住性、安全性の維持が図られ長期的に活用することができる。また適切な改善を行うことで、長期的に活用することが可能となる。課題としては、内部（給排水含む）の改修は住民が居ながらの工事となるため難しい。					現状維持	○			
						見直して継続				
						拡充				
						改善				
		縮小								
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

## 【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市営住宅管理事業（管理業務一部委託）			事業の概要	H27年までに復興住宅（144戸）が完成し、管理戸数が2割増になったが、3名の職員と滞納徴収員2名、臨時職員1名で対応しているが、管理戸数の増による時間外での緊急対応の充実、滞納者への納入指導の強化を図るため、県営住宅や他市住宅の実績のある茨城県住宅管理センターに業務の一部（H29年度からは滞納指導、退去業務）を委託する。業務の内容としては、H29年度滞納者への納入指導、夜間・休日緊急連絡受付業務、連絡調整及び各種報告業務、退去検査修繕見積もり作成等となる。H28年度より委託を開始しており、H31年度以降は石岡住宅（80戸）についても対応している。			目標指標名	市営住宅家賃未納の解消		
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり				数値目標						
基本施策	2 都市基盤の充実				数値目標以外	訪問指導により家賃滞納額の圧縮					
個別施策	4 住宅政策の推進				目標値算出の考え方	現年度滞納者の減少、過年度未納者の納入指導					
担当課	都市建設部	建設課		性質別	任意的事業	根拠法令等					
区分	継続	事業期間	平成 28 年 ～	年							

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業内容及び現状 / 事業計画	1 退去業務 9件 2 修繕業務（空家修繕依頼） 9件 3 滞納家賃等滞納整理業務 催告者対象選定 対象262人 訪問指導 484件 電話指導 296件 4 夜間・休日緊急修繕受付業務 15件			1 退去業務 2 修繕業務（空家修繕依頼） 3 滞納家賃等滞納整理業務 催告者対象選定 訪問指導 電話指導 4 夜間・休日緊急修繕受付業務			1 退去業務 2 修繕業務（空家修繕依頼） 3 滞納家賃等滞納整理業務 催告者対象選定 訪問指導 電話指導 4 夜間・休日緊急修繕受付業務		1 退去業務 2 修繕業務（空家修繕依頼） 3 滞納家賃等滞納整理業務 催告者対象選定 訪問指導 電話指導 4 夜間・休日緊急修繕受付業務		1 退去業務 2 修繕業務（空家修繕依頼） 3 滞納家賃等滞納整理業務 催告者対象選定 訪問指導 電話指導 4 夜間・休日緊急修繕受付業務	
指標の年度ごと目標値等	訪問指導により滞納額の圧縮			訪問指導により滞納額の圧縮			訪問指導により滞納額の圧縮		訪問指導により滞納額の圧縮		訪問指導により滞納額の圧縮	
事業の優先度							A					
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	3,949千円	県補		3,450千円	県補		3,577千円	県補		3,577千円	県補	
		市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入				
		一財	3,949千円		一財	3,450千円		一財	3,577千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	A		今後は、本人及び保証人の住所等追跡調査を強化し、戸別訪問、電話等で市役所に出頭させ一括納付等滞納解消に努めるとともに悪質滞納者に対し訪問履歴、収入状況を確認した上で、住宅管理センターとの連携し、訴訟等の手段を講じて、滞納家賃の徴収強化に努める。			事業の方向性			
						財源について			
						備考			
						新規採択	拡大		/
						現状維持	計画通り		
						見直して継続	削減		
						拡充			
					改善				
					縮小				
					統合				
					休止・廃止				
					不採択				

事業の優先度・総合評価

事業名：市営住宅管理事業（管理業務一部委託）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---



実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	ときわ団地排水対策事業		事業の概要	事業対象箇所であるときわ団地は、大雨時の冠水に長年悩まされていることから、地域住民より冠水対策の陳情があがっている場所であり、排水対策が強く求められています。			目標指標名	事業進捗率
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり						数値目標	100%
基本施策	2 都市基盤の充実						数値目標以外	
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備						目標値算出の考え方	(累計事業費/総事業費) × 100
担当課	都市建設部	建設課	性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	令和	4年	～	令和	9年	

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
現状把握及び排水改善対策の検討のため、現地測量及び詳細設計を実施した。  詳細設計 L=908m				繰越事業として詳細設計を実施、令和4年度事業として用地測量を実施する。  詳細設計 L=908m 用地測量 N=1式			事業用地の取得を実施するとともに、既存排水路の修繕を実施する。  用地取得 N=1式 排水対策工事 L=210m			排水対策工事として水路新設工事を実施する。  排水対策工事 L=418m			既設水路の排水対策工事を実施する。  排水対策工事 L=490m		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	15,600千円	県補	14,040千円	10,000千円	県補	9,000千円	40,000千円	県補	36,000千円	30,000千円	県補	27,000千円	60,000千円	県補	54,000千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	1,560千円		一財	1,000千円		一財	4,000千円		一財	3,000千円		一財	6,000千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績	総合評価	令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	-	事業実施にあたっては経済的かつ効果的な設計を行い、コストの縮減及び事業の進捗を図る。		事業の方向性	財源について		備考
	令和3年度事業として、詳細設計を実施しているが、現時点において完成していないため、年度内の完成を目指す。			新規採択	拡大		
				現状維持	計画通り	○	
				見直して継続	削減		
				拡充	/		
				改善			
				縮小			
				統合			
	休止・廃止						
	不採択						

事業の優先度・総合評価

事業名：ときわ団地排水対策事業

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

--

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市道2177号線外（下相田線）整備事業		事業の概要	主要地方道日立いわき線に接続する市道2125号線及び指導2177号線の周辺地域は台風等の大雨時には、度重なる冠水被害を受けており、沿線の住民から排水対策を強く要望されていることから、市道の改良工事と合わせて排水を整備することにより、冠水被害の解消を図るもの。			目標指標名	事業進捗率	
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり			道路改良延長：L=430m	数値目標	100%			
基本施策	2 都市基盤の充実				数値目標以外				
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備				目標値算出の考え方	（累計事業費/総事業費）×100			
担当課	都市建設部	建設課	性質別	任意的事業	根拠法令等				
区分	継続	事業期間	令和 3 年 ～ 令和 7 年						

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	現状把握及び排水改善策の検討のため、路線測量及び詳細設計を実施した。 ・路線測量・詳細設計 L=430m			繰越事業として路線測量及び詳細設計を実施している。 ・路線測量・詳細設計 L=430m			関係機関協議を実施する。			改修工事に必要な用地の取得を目的とした用地測量及び用地買収を行う。 ・用地取得 N=1式			道路改良工事を実施する。 ・道路改良工事 L=150m		
指標の年度ごと目標値等							A								
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	12,700千円	県補	11,430千円	0千円	県補	0千円	0千円	県補	20,300千円	県補	9,270千円	20,000千円	県補	18,000千円	
		市債			市債			市債		市債					
		他収入			他収入			他収入		他収入					
	一財	1,270千円		一財			一財	0千円		一財	11,030千円		一財	2,000千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A		事業実施にあたっては経済的かつ効果的な設計を行い、コストの縮減及び事業の進捗に努める。			事業の方向性				
	現状把握及び対策工法の検討のため、路線測量及び詳細設計を実施した。					新規採択		財源について		備考
	路線測量 L=430m					現状維持 ○		拡大		
	詳細設計 L=430m					見直して継続		計画通り ○		
						拡充		削減		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市道1178号線（松井線）整備事業			事業の概要	当路線は、松井地区の集落を抜けて下桜井石岡線（市道0102号線）と松井足洗線（市道0235号線）を結ぶ狭隘な道路であることから、集落内の住民の通勤・通学や緊急車両の走行など生活道路として通行に支障をきたしている現状です。そのため、地元からも道路改良の強い要望があるため、生活を支援し緊急車両等の安全な通行を可能とするため、道路改良を行うものです。			目標指標名	事業進捗率		
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり							数値目標	100%		
基本施策	2 都市基盤の充実							数値目標以外			
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備							目標値算出の考え方	(累計事業費/総事業費) × 100		
担当課	都市建設部 建設課			性質別	任意的事業			根拠法令等			
区分	継続		事業期間	令和 3 年 ～ 令和 9 年							

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業着手に向けた調査を実施した。			事業着手に向けて測量設計業務を実施。 ・路線測量 L=800m ・地形測量 L=800m ・詳細設計 L=800m			道路用地の取得へ向けた物件移転補償調査及び、用地取得を実施する。 ・R4年度実施の詳細設計により決定。			道路用地の取得及び物件移転補償を実施する。 ・R4年度実施の詳細設計により決定。			道路改良工事を実施する。 L=600m		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
		県補			県補			県補			県補			県補	
	0千円	市債	0千円	9,000千円	市債	8,100千円	10,000千円	市債	9,000千円	25,000千円	市債	22,500千円	25,000千円	市債	22,500千円
		他収入			他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	0千円		一財	900千円		一財	1,000千円		一財	2,500千円		一財	2,500千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績			令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	資材や人件費が高騰しており、事業費の増加が見込まれるため、設計段階からコストの縮減に努め、事業費の圧縮を図る。			事業の方向性	財源について		備考	
	事業採択へ向けた現地調査を実施した。					新規採択		拡大		
	道路改良工事 L=800m					現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市道1084号線（下桜井線）歩道整備事業			事業の概要	当路線は、磯原地区と下桜井地区を結び、通勤や通学などの生活道路として重要な路線であり、通過交通量も多いが歩道が未整備であり、安心安全な道路として歩道の整備が強く求められていることから、歩道を整備し安全な道路として市民の交通の利便性に寄与するもの。	目標指標名	
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり					数値目標	
基本施策	2 都市基盤の充実					数値目標以外	
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備					目標値算出の考え方	
担当課	都市建設部	建設課		性質別	任意的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	令和3年～令和10年				

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業着手に向けた調査を実施した。			事業着手に向けた、歩道詳細設計を実施する。 L=1,250m			事業着手に向けた、用地測量を実施する。 L=1,250m			事業着手に向けた、用地買収を実施する。 N=1式			歩道整備工事を実施する。 L=1,250m		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
		県補			県補			県補			県補			県補	
	0千円	市債	0千円	12,000千円	市債	10,800千円	8,900千円	市債	8,000千円	20,000千円	市債	18,000千円	20,000千円	市債	18,000千円
		他収入			他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	0千円		一財	1,200千円		一財	900千円		一財	2,000千円		一財	2,000千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性											
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）							
事務事業の評価・課題	A		事業採択へ向けた調査を実施した。			資材や人件費の高騰によるコスト増が見込まれるため、設計の段階でなるべくコスト削減を図る工法等を検討し、事業費の抑制につなげる。							
									事業の方向性	財源について		備考	
									新規採択	拡大			
									現状維持	○	計画通り		○
									見直して継続	削減			
									拡充				
									改善				
		縮小											
		統合											
		休止・廃止											
		不採択											

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---



実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	北茨城市道路里親制度事業			事業の概要	地域住民等によって組織するボランティア団体が、道路の巡視や環境美化運動を通して市と協働し、地域にふさわしい道づくりを進めるための活動を行う。			目標指標名	道路環境の美化活動		
基本目標	I 市民が主役の持続可能なまちづくり				数値目標						
基本施策	1 市民協働・市民参加の推進				数値目標以外	市民団体の参加による道路の美化活動を推進し、住みよいまちづくりに貢献する。					
個別施策	4 市民協働・市民活動の支援、促進				目標値算出の考え方	加入団体数の増加及び管理道路の延伸をすることで、市道の美化活動を推進する。					
担当課	都市建設部	建設課		性質別	任意の事業	根拠法令等					
区分	継続	事業期間	平成 17 年 ～ 年								

事業内容及び現状 / 事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5年度		令和5～7年度 事業計画		令和6年度		令和7年度	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃及び除草の実施に関すること。</li> <li>街路樹の軽易な剪定、緑地帯等の維持管理。植栽等の企画提案。</li> <li>道路施設等の定期的な巡視。</li> <li>その他道路の美化に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃及び除草の実施に関すること。</li> <li>街路樹の軽易な剪定、緑地帯等の維持管理。植栽等の企画提案。</li> <li>道路施設等の定期的な巡視。</li> <li>その他道路の美化に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃及び除草の実施に関すること。</li> <li>街路樹の軽易な剪定、緑地帯等の維持管理。植栽等の企画提案。</li> <li>道路施設等の定期的な巡視。</li> <li>その他道路の美化に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃及び除草の実施に関すること。</li> <li>街路樹の軽易な剪定、緑地帯等の維持管理。植栽等の企画提案。</li> <li>道路施設等の定期的な巡視。</li> <li>その他道路の美化に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃及び除草の実施に関すること。</li> <li>街路樹の軽易な剪定、緑地帯等の維持管理。植栽等の企画提案。</li> <li>道路施設等の定期的な巡視。</li> <li>その他道路の美化に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃及び除草の実施に関すること。</li> <li>街路樹の軽易な剪定、緑地帯等の維持管理。植栽等の企画提案。</li> <li>道路施設等の定期的な巡視。</li> <li>その他道路の美化に関すること。</li> </ul>
指標の年度ごと目標値等	延長 27,348m 36団体		延長 29,378m 39団体		延長 30,378m 41団体		延長 31,378m 43団体		延長 31,378m 43団体		延長 32,378m 45団体	
事業の優先度					A							
事業費	決算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補
	2,353千円	県補	2,624千円	県補	2,728千円	県補	2,928千円	県補	3,128千円	県補	3,128千円	県補
		市債		市債		市債		市債		市債		
		他収入		他収入		他収入		他収入		他収入		
		一財		一財		一財		一財		一財		
	2,353千円		2,624千円		2,728千円		2,928千円		3,128千円		3,128千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	延長27,348mの道路美化活動	令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	協力団体の増加につながるPR活動を推進し、経費の縮減に努める。		事業の方向性	財源について	備考		
	道路美化の経費を縮減するためにも、地域住民との協働活動の必要性は高く求められる。協力団体も年々増えており、道路環境の美化に成果が上がっているものと思われる。経費を縮減するためにも、市が主体となって地域住民との協働による道路美化活動を推進する必要がある。	A		新規採択	拡大			
		現状維持		○	計画通り			○
		見直して継続			削減			
		拡充						
		改善						
		縮小						
		統合						
		休止・廃止						
		不採択						

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	○
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市営住宅管理事業（解体工事）			事業の概要	下桜井南、小野矢指団地及び引揚者住宅は、築46年以上の木造、簡易耐火住宅で老朽化が進んでいる。退去による空棟については、市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため取り壊しを進めている。なお、空き棟になり次第、順次解体工事を実施する。	目標指標名	解体棟数		
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり					数値目標	83棟		
基本施策	2 都市基盤の充実					数値目標以外			
個別施策	4 住宅政策の推進					目標値算出の考え方	最終目標の計83棟解体（小野矢指団地15棟、下桜井南団地68棟）		
担当課	都市建設部	建設課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 12 年 ～ 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画										
					令和5年度			令和6年度			令和7年度				
	市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため下桜井南団地1棟を解体した。 下桜井南団地 木造平屋建て 1戸1棟解体		市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため下桜井南団地1棟を解体する予定。 下桜井南団地 木造平屋建て 2戸2棟解体		市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため下桜井南団地又は小野矢指団地1棟以上を解体する予定。 下桜井南団地 簡易平屋建て 4戸1棟解体予定			市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため下桜井南団地又は小野矢指団地1棟以上を解体する予定。			市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため下桜井南団地又は小野矢指団地1棟以上を解体する予定。				
指標の年度ごと目標値等	1棟		1棟		1棟			1棟			1棟				
事業の優先度					A										
事業費	決算額	国補	495千円	予算額	国補	495千円	予算額	国補	1,350千円	予算額	国補	495千円	予算額	国補	495千円
	1,100千円	県補		1,265千円	県補		4,044千円	県補		1,100千円	県補		1,100千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	605千円		一財	770千円		一財	2,694千円		一財	605千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	1棟		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A	入居者が退去しないと取壊しができないため目標は入居者の状況によるが、用途廃止住宅の退去完了住戸を引続き継続して解体する。			事業の方向性		財源について		備考	
	下桜井南、小野矢指団地及び引揚者住宅は、築46年以上の木造、簡易耐火住宅で老朽化が進んでいる。退去による空棟については、市営住宅の効率的な運営と環境悪化を防ぐため、平成12年度より毎年1棟以上の取壊しを進めており令和3年時点で下桜井南、小野矢指団地とも最終目標値の50%を達成している。					新規採択		拡大			
						現状維持	○	計画通り	○		
						見直して継続		削減			
						拡充		/			
						改善					
						縮小					
						統合					
						休止・廃止					
						不採択					

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	市道5258号線（岩埦線）整備事業			事業の概要	本路線は集落内の道路であり、未整備で狭隘なため通行に支障をきたしていたため、北部幹線道路の計画決定当時より地元から県道里根・神岡上線から現況指導の隅切り拡幅や道路改良の強い要望があり、また平成28年度には市道から北部幹線道路へのアクセス道路も整備されたことから、生活を支援し緊急車両の安全な通行を可能にするためにも道路の整備は員級の課題となっている。	目標指標名	事業進捗率
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり					数値目標	100%
基本施策	2 都市基盤の充実					数値目標以外	
個別施策	1 道路交通ネットワークの整備					目標値算出の考え方	(累計事業費/総事業費) × 100
担当課	都市建設部 建設課			性質別	義務的事業	根拠法令等	
区分	令和3年度終了	事業期間	平成 29 年 ～ 令和 3 年				

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5年度			令和5～7年度 事業計画 令和6年度			令和7年度		
	道路改良工事 L=267.5m														
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度															
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	6,853千円	県補		6,160千円	県補			県補			県補			県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	693千円		一財			一財			一財			一財		

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性				
目標指標の実績	総合評価	令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）		
事務事業の評価・課題	A+			事業の方向性	財源について	備考
	計画を1年前倒しして、完成させることができた。			新規採択	拡大	
				現状維持	計画通り	
				見直して継続	削減	
				拡充		
				改善		
				縮小		
				統合		
	休止・廃止					
	不採択					

事業の優先度・総合評価

事業名：市道5258号線（岩埦線）整備事業

【令和3年度における事業の総合評価】

<b>必要性</b>	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

<b>有効性</b>	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

<b>適正性</b>	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

<b>効率性</b>	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	○
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

<b>総合評価</b>	<b>A+</b>
-------------	-----------

<b>令和5年度の事業の優先度</b>	
---------------------	--

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)